

令和8年度十日町市安全対策推進方針

市が発注する建設工事及び現場作業を伴う業務委託の安全な施工の確保を図るため、十日町市安全対策推進委員会設置要綱（平成27年十日町市訓令第23号）第2条第1号の規定に基づく令和8年度の安全対策推進方針を定め、事故防止に努めるものとする。

1 墜落・転落、転倒災害の防止

重点的安全対策項目

- ・リーフレット「はしごを使う前に/脚立を使う前に」、「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」等を活用し、はしごや脚立の安全な使用方法を徹底すること。
- ・足場組立・解体時等の施工に当たっては、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」及び「手すり先行工法等に関するガイドライン」の遵守により、墜落制止用器具（安全带）を使用するための親綱等の墜落防止設備を設置、使用し、安全な足場環境を整備すること。
- ・リーフレット「労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう」等を活用し、転倒災害防止のための労働者の身体機能の維持向上や職場環境の改善に取り組むこと。

2 建設機械等稼働に伴う事故防止

重点的安全対策項目

- ・建設機械等を使用する場合は、労働安全衛生規則に基づき、運行経路等を示した作業計画を定め、関係労働者に周知するとともに、車両系建設機械の転落、接触等により労働者に危険が生じる恐れがある場合は、誘導者を配置するなど、必要な安全対策を講ずること。
- ・架空線等上空施設や地下埋設物件については、注意が向くよう目印表示等による位置の明示を行い、作業員への周知を徹底すること。

3 労働者の健康確保のための対策

重点的安全対策項目

- ・「職場における熱中症防止のためのガイドライン」を踏まえ、衛生管理者等を中心とした事業場としての労働衛生管理体制の整備、暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策、作業を管理する者及び労働者に対する計画的な労働衛生教育、発症時・緊急時の措置の確認・周知を適切に実施すること。その他、熱中症予防に効果的な機器・用品の活用も検討すること。

別紙 R 8 工事成績採点の考査項目別運用表 「安全対策推進方針追加」

安全対策推進方針の重点的安全対策項目について、取り組み内容を施工計画書に具体的・的確に記載され実施された場合は、評価対象項目□その他を該当評価対象項目数として扱います。

チェック項目「・」が複数の場合、○マーク数がチェック項目総数の2/3以上であれば、評価対象項目□その他にレ点を記入し、該当評価対象項目数として扱います。

評定者	考査項目・細別	評価対象項目□にレ点を記入し、該当とする。
検査職員	2. 施工状況 I 施工管理	<p>□その他（十日町市安全対策推進方針の重点的対策項目について、取り組み内容を施工計画書に具体的・的確に記載され実施されたことが確認できる。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「はしご」及び「脚立」を使う前に、リーフレット（チェックリスト）等を活用し、安全な使用方法を徹底している。 ・足場組立・解体時等の施工に当たっては、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」及び「手すり先行工法等に関するガイドライン」を遵守し、墜落制止用器具（安全帯）を使用するための親綱等の墜落防止設備を設置、使用し、安全な足場環境を整備している。 ・リーフレット「労働者の転倒災害を防止しましょう」等を活用し、労働者の身体機能の維持向上や職場環境の改善に取り組んでいる。 ・建設機械等を使用する場合、運行経路等を示した作業計画を定めて関係労働者に周知するとともに、危険が生じる恐れがある場合は、必要な誘導者などを配置している。 ・架空線等上空施設や地下埋設物件については、目印表示等による位置の明示を行い、作業員への周知を徹底している。 ・熱中症の予防のため、計画的な労働衛生教育、発症時・緊急時の措置の確認・周知を適切に実施している。

【評価方法】① チェック項目「・」のうち、評価の対象としない項目は削除する。

② 評価対象項目「□」その他は、評価対象項目の下欄のチェック項目「・」が複数の場合、○マーク数がチェック項目総数の2/3以上であれば、□に「レ点」を記入する。 ⇒（該当していることを明示）

評価値（ % ）＝該当評価対象項目数（ ）／評価対象項目数（ ）